

<報道発表資料>

カテゴリー:募集

令和5年2月17日

埼玉県トラック運送事業燃料価格高騰支援金の申請期限を延長します。

「埼玉県トラック運送事業燃料価格高騰支援金」の申請期限を以下のとおり延長します。

変更前 令和5年2月17日（金）まで

↓

変更後 令和5年2月24日（金）まで

なお、電子申請の受付は2月17日（金）までです。2月18日（土）以降は郵送による申請受付のみとなります。

● 埼玉県トラック運送事業燃料価格高騰支援金について

1 目的

燃料価格高騰の影響を緩和するため、トラック運送事業者に支援金を交付することで、事業の継続を支援する。

2 申請期間

令和4年12月1日（木）～令和5年2月24日（金）

3 交付金額

小型・普通自動車（緑色ナンバー） 30,000円/台
軽自動車（黒色ナンバー）、オートバイ（緑色ナンバー） 10,000円/台
※ 道路運送事業法を基に区分しています。道路交通法上の大型、中型自動車は普通自動車になります。

4 申請者の主な要件

(1) 令和4年9月1日現在において、貨物自動車運送事業法に規定されている事業の許可を受けている、又は届出を行っている貨物自動車運送事業者

(埼玉県内に営業所を設置する内容で許可を受けている、又は届出を行っているものに限る)であること

- (2) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力(以下、「暴力団等」という。)に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと

5 申請方法

延長期間(2月18日以降)は、郵送により申請してください。

【申請書送付先】

〒338-0836

さいたま市桜区町谷1-4-1

埼玉県トラック運送事業燃料価格高騰支援金申請受付等事務局 行

申請書は以下のホームページからダウンロードできます。

埼玉県トラック運送事業燃料価格高騰支援金事業

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/r4unyushienkin-shyogyo.html>

申請書は以下の機関でも配布しています。

- ・埼玉県庁商業・サービス産業支援課(さいたま市浦和区高砂3-15-1)
- ・埼玉県トラック協会本部(さいたま市大宮区北袋町1-299-3)
- ・埼玉県トラック協会東部従業員サービスセンター(春日部市下柳41-1)
- ・同 西部従業員サービスセンター(川越市南大塚1丁目22-17)
- ・埼玉県トラック総合教育センター(深谷市黒田2091-1)

なお、2月17日23時59分までは上記ホームページから電子申請による申請もできます。ホームページから申請フォームにお進みください。

6 問い合わせ先

埼玉県トラック運送事業燃料価格高騰支援金コールセンター

0570-055-067

(受付時間: 平日 午前9時~午後9時・休日 午前9時~午後6時)